

改 正 案	改 正 前
<p>[福岡県土砂埋立て等許可事務取扱要領]別表第1(第2条関係) 福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例第4条に基づく土砂埋立て等を行うときの許可申請に対する処分に係る審査基準</p> <p>第1章 一般的基準 (略)</p> <p>第2章 技術的基準</p> <p>第1節 災害発生の防止</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 排水施設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 排水施設の構造は、(1)及び(2)に該当するものであること。 (1) 排水施設の断面は、次によるものであること。</p> <p>ア (ア) (略)</p> <p>(イ)a (略)</p> <p>b 設計雨量強度は、次のcによる単位時間内の10年確率で想定される雨量強度とされていること。ただし、<u>人家等の人命に関わる保全対象が事業区域に隣接している場合など、排水施設の周囲にいつ水した際に保全対象に大きな被害を及ぼすことが見込まれる場合については、20年確率で想定される雨量強度を用いるほか、水防法(昭和24年法律第193号)第15条第1項第4号のロ又は土砂災害防止法第8条第1項第4号でいう要配慮者利用施設等の災害発生時の避難に特別の配慮が必要となるような重要な保全対象がある場合は、30年確率で想定される雨量強度を用いること。</u></p> <p>c～d (略)</p> <p>(表-2、表-3、表-4 略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(表-5 略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第6 調節地 (略)</p>	<p>[福岡県土砂埋立て等許可事務取扱要領]別表第1(第2条関係) 福岡県土砂埋立て等による災害の発生の防止に関する条例第4条に基づく土砂埋立て等を行うときの許可申請に対する処分に係る審査基準</p> <p>第1章 一般的基準 (略)</p> <p>第2章 技術的基準</p> <p>第1節 災害発生の防止</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 排水施設</p> <p>1 (略)</p> <p>2 排水施設の構造は、(1)及び(2)に該当するものであること。 (1) 排水施設の断面は、次によるものであること。</p> <p>ア (ア) (略)</p> <p>(イ)a (略)</p> <p>b 設計雨量強度は、次のcによる単位時間内の10年確率で想定される雨量強度とされていること。</p> <p>c～d (略)</p> <p>(表-2、表-3、表-4 略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(表-5 略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>第6 調節地 (略)</p>